

白井市告示第78号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成19年9月1日から効力を生ずる。)

平成19年 8月 8日

白 井 市 長 中 村 教 彰

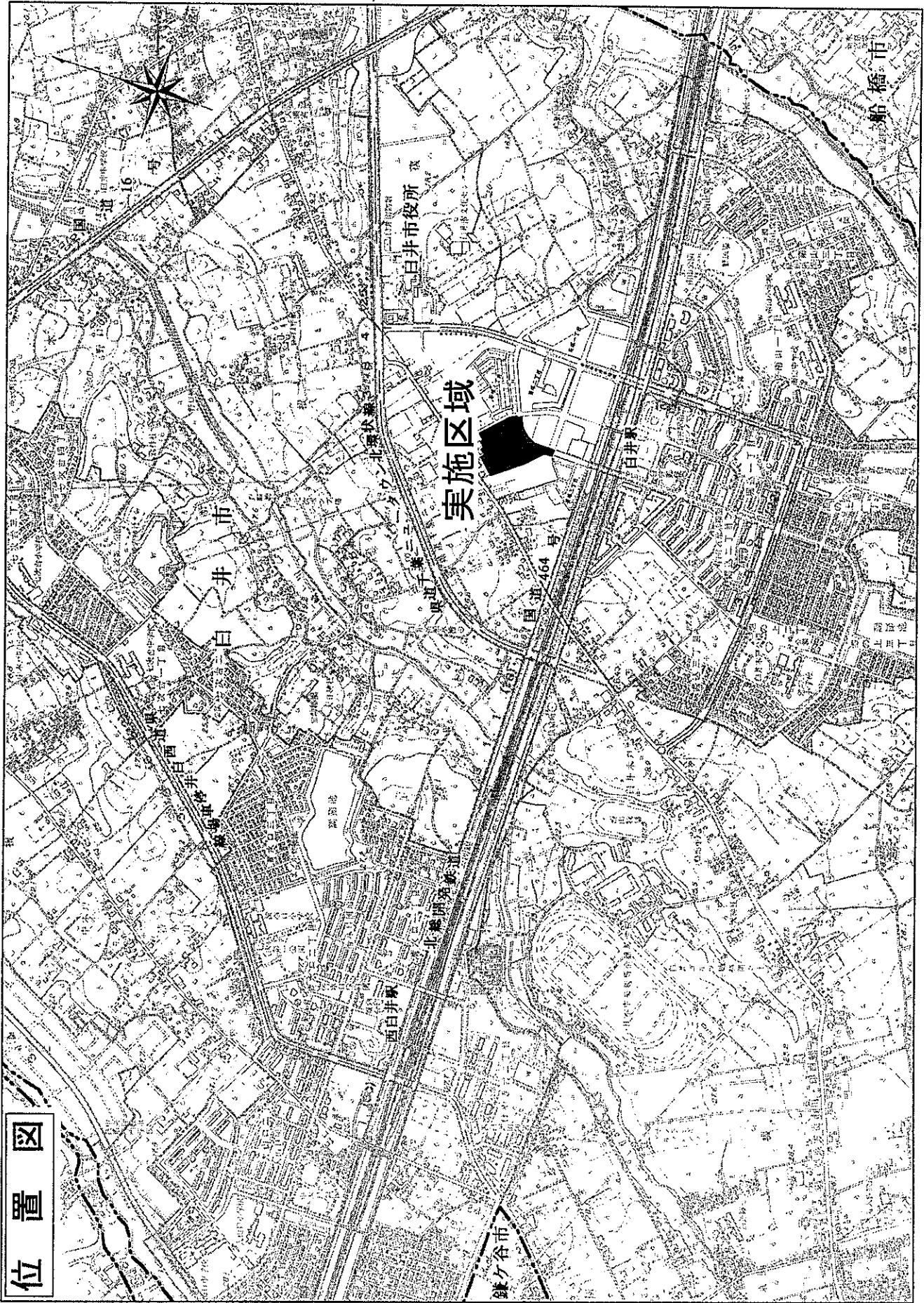
変更調書

新 大字	旧		地 番
	大字	字	
笹塚三丁目	根	字笹塚	121の4～6 121の8～14 121の16 ～18 121の20～27 121の29 12 2の1～2 122の4～6 122の8～13 122の14の内 122の18 122の19の 内 122の20の内 122の29～33 12 2の34の内 122の35の内 122の37～ 39 122の44～47 122の48の内 1 22の49～52 122の57～60 122の 63～67 122の68の内 122の69の内 122の70～71 122の78 122の8 2～86 122の88～89 122の98 1 22の100 122の103 122の105の 内 122の109 122の111 122の1 26～127 123の10

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

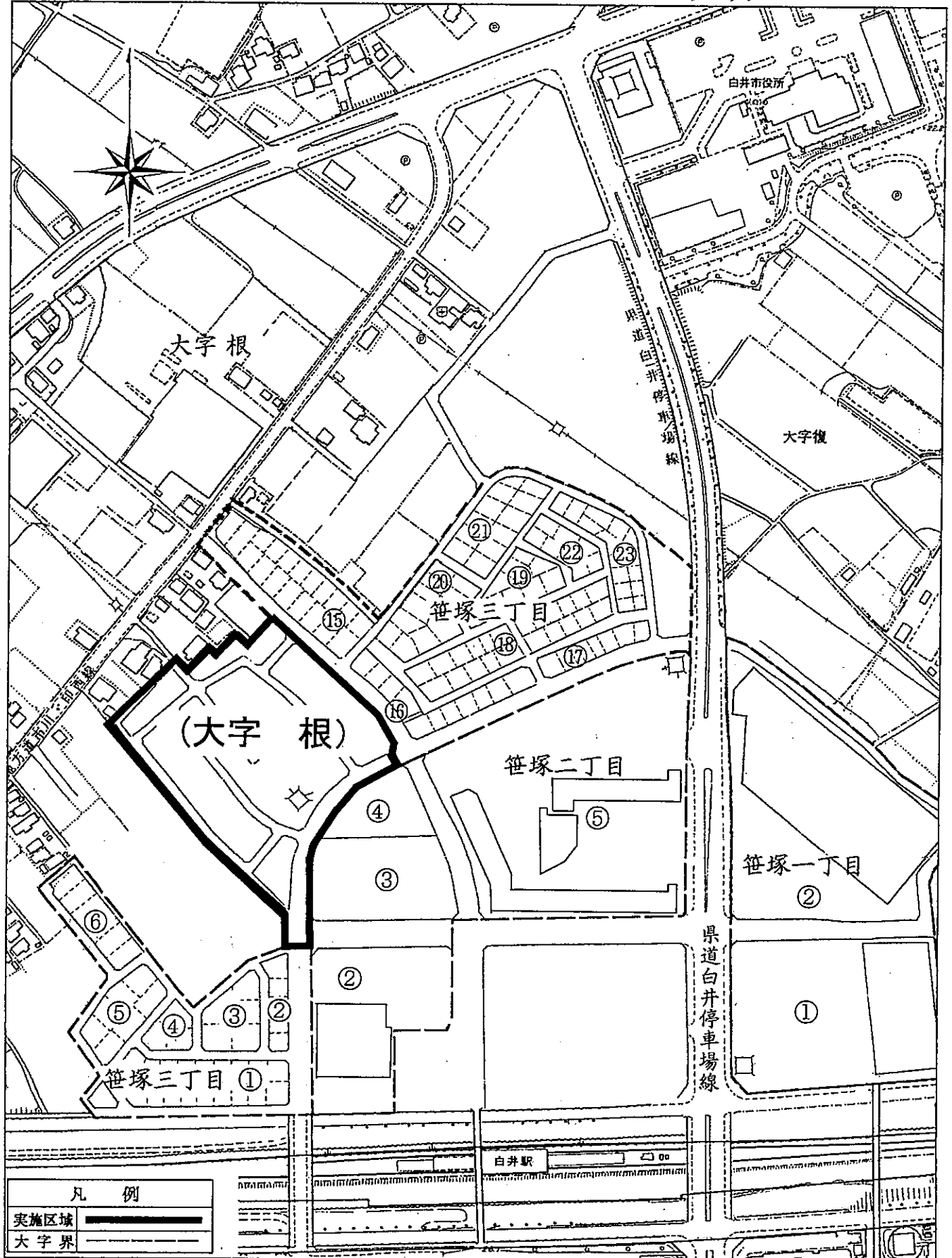
備考 上記の土地の表示は、平成19年8月1日現在の登記事項証明書によるものである。

位置图

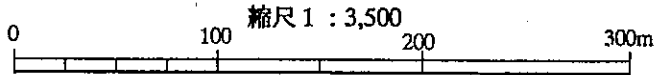


別図1

変更前の字の区域及び名称



凡 例	
実施区域	———
大字界	- - - - -



縮尺 1 : 3,500

別図2

変更後の字の区域及び名称

